

教育環境基本方針検討委員会経過報告

昨年度、本町の今後の教育や学校のあり方などを検討し、本町にふさわしい教育環境の基本方針を策定するために設置した「教育環境基本方針検討委員会」。昨年度中に4回の検討委員会と1回のシンポジウム、町内小中学校の現場視察を行いました。

これまでの経過、答申案、今後のスケジュールを報告します。

実施内容と経過報告

第1回検討委員会

令和4年6月27日

委員の皆さんに委嘱状交付後、島根大学作野広和教授を委員長に、信藤一郎氏を副委員長に任命。総合振興計画、教育行政方針に基づき、まちづくりや教育の方向性について委員に説明。

地域と学校の未来シンポジウム

令和4年6月27日

作野委員長が「みんなでつくる地域と学校」をテーマに、近年の教育環境の変化、学校を取り巻く社会情

勢の変化などを講演。講演後、参加者全員で意見交換を実施。



シンポジウムには約50人が参加。それぞれの立場で教育を考えていきます

第2回検討委員会

令和4年8月30日

保小中高一貫教育について、キャリアパスポートの活用を中心に、学校現場の現状と課題を説明。今後の教育の方向性について協議。

第3回検討委員会

令和4年11月16日

学校評価に基づき、学校の現状、部活動の地域移行、コミュニティスクールなど教育を取り巻く社会情勢の変化を説明。児童数の減少と複式学級のメリット、デメリットなどを協議。

町内小中学校の視察

令和5年2月10日

委員の皆さんで、町内小中学校を視察。学校の運営方針や複式教育の現場視察、学校施設の状況などを確認。

第4回検討委員会

令和5年2月16日

方針の全体構成(案)を示し、令和5年度の方針作成に向けた方向性やスケジュールを確認。



各回で活発な意見交換が行われています

各回での委員の皆さんからいただいた意見などの詳細はホームページをご覧ください。



「教育環境基本方針検討委員会」経過報告(町ホームページ)

答申の全体構成(案)

- (1) 町のまちづくりと教育方針
- (2) 町の学校と地域における現状と課題
- (3) 町ならではの魅力ある教育
- (4) これからの町にふさわしい教育環境
- (5) 町教育の課題と今後の計画

今後のスケジュール・進め方

今後の全体計画とスケジュールは、次の3段階です。本町にふさわしい教育環境づくりを進めます。

- ①教育環境基本方針の策定(令和5年度)
 - ②教育環境基本計画の策定(令和6年度)
 - ③教育環境実施計画の策定(令和7年度以降)
- 基本方針を踏まえて基本計画を策定。
具体的な学校の配置や規模について方向性を示す。

問合せ 教育委員会
76・3944

手当額の改定

児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

令和5年4月～

児童扶養手当

受給資格

父母の離婚などにより父(母)と生計をともにしていない児童(18歳未満)の母(父)、または父(母)が身体などに重度の障がいがある児童の母(父)あるいは父母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

※平成26年12月1日より公的年金を受給している父母または養育者も児童扶養手当の対象となりました。
※父(母)または養育者が日本国内に住所を有しない場合は、手当は支給されません。

特別障害者手当

受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の者。

※対象者が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・社会福祉施設等に入所している人
- ・病院に継続して3カ月を超えて入院している人
- ※原爆介護手当を受給している人には、特別障害者手当を調整して支給します。

障害児福祉手当

受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の児童。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。
・障がいを事由とする公的年金を受給することができる場合
・児童福祉施設等に入所している場合

特別児童扶養手当

受給資格

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。
※対象児童が次の事項に該当する



場合は、手当は支給されません。
障がいを事由とする公的年金を受給することができる場合
児童福祉施設等に入所している場合

今回紹介した手当制度の受給資格には、該当する障がいの程度に基準があり、所得制限等が定められて

手当の額(月額)		
児童扶養手当	全部支給	44,140円
	一部支給	44,130円～10,410円
	児童2人以上の加算額	5,210円～10,410円
	児童3人目からの加算額	3,130円～6,240円
特別障害者手当		27,980円
障害児福祉手当		15,220円
特別児童扶養手当	1級	53,700円
	2級	35,760円

います。

受給資格に該当すると思われる場合は、申請される前に一度ご相談ください。

問合せ 福祉事務所
72・1773